

介護保険制度をめぐる最近の動向について

令和4年3月24日

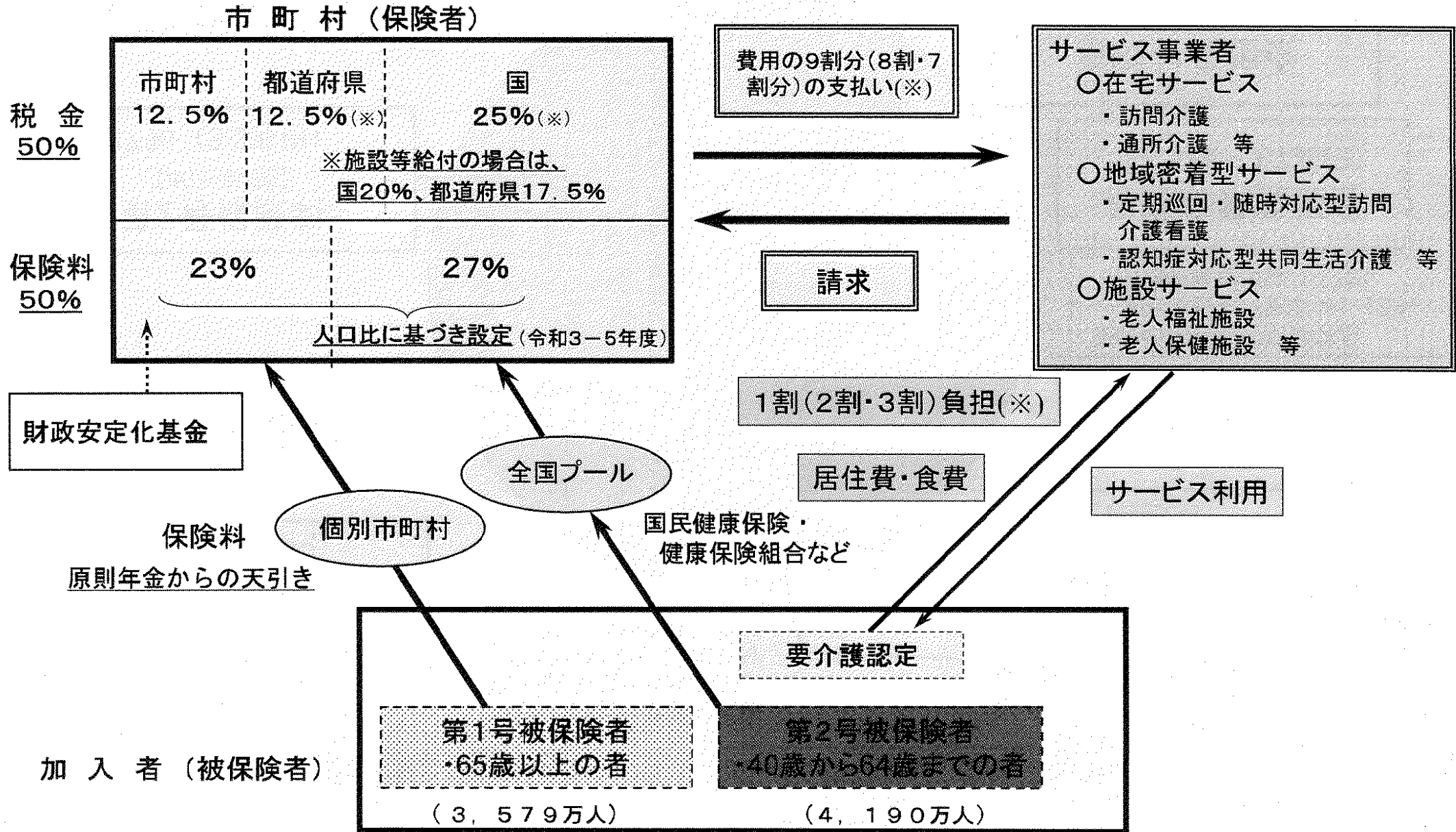
厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険制度の概要

介護保険制度の仕組み

<参考資料>
<厚生労働省HPより抜粋>



(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告令和3年3月月報」によるものであり、令和2年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和2年度内の月平均値である。

(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

介護保険の財源構成と規模

(令和4年度予算案 介護給付費 ^{<参考資料>} 12.3兆円 _{<厚生労働省HPより抜粋>})
 総費用ベース：13.3兆円

保険料 50%

公費 50%

第1号保険料

【65歳以上】

23% (2.8兆円)

- ・第1号・第2号保険料の割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに、人口で按分

第2号保険料

【40～64歳】

27% (3.3兆円)

- ・第2号保険料の公費負担 (0.4兆円)
 国保 (国：0.3兆円 都道府県：0.1兆円)

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠公費負担の充当を行い、この部分が公費(国・都道府県・市町村)となる

国庫負担金【調整交付金】

5% (0.6兆円)

- ・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

国庫負担金【定率分】

20% (2.3兆円)

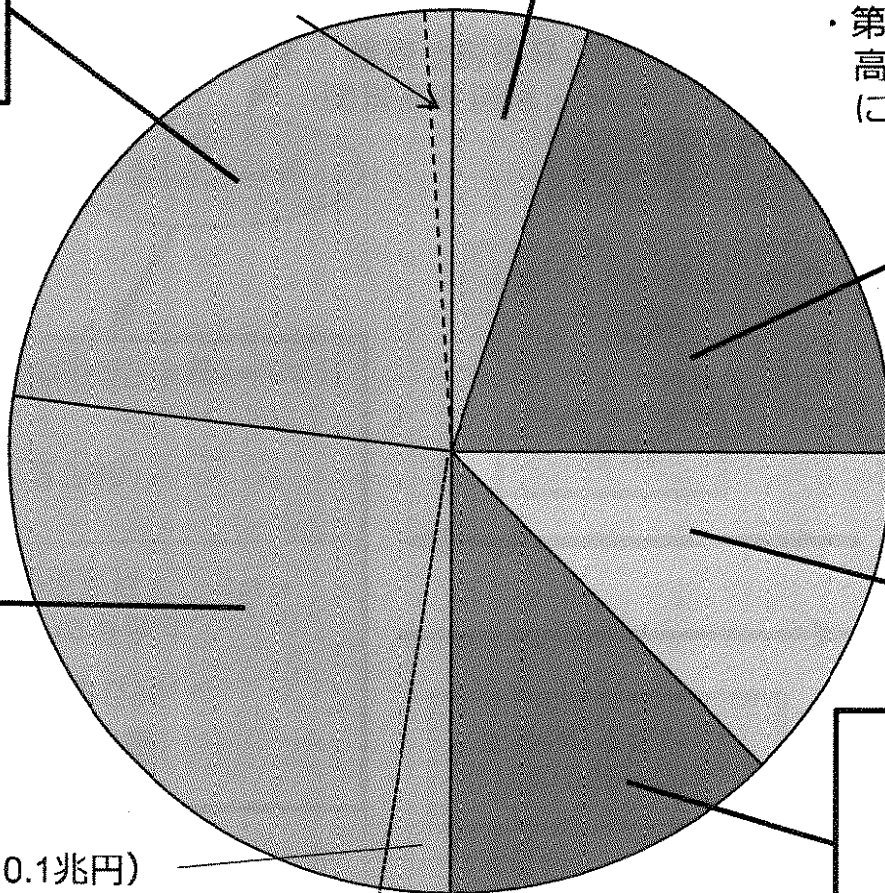
- ・施設の給付費の負担割合
 国庫負担金 (定率分) 15%
 都道府県負担金 17.5%

都道府県負担金

12.5% (1.7兆円)

市町村負担金

12.5% (1.5兆円)



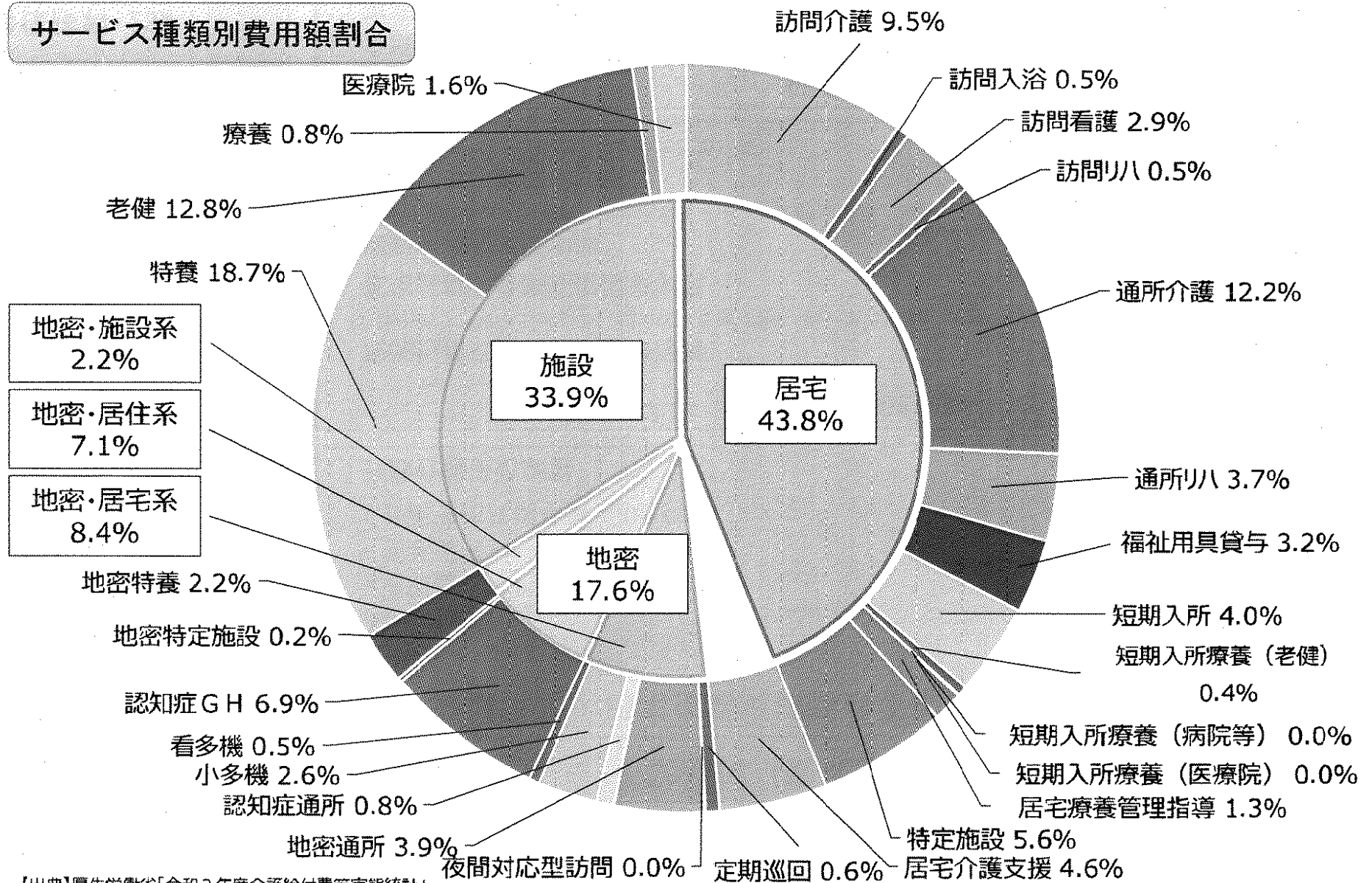
※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

介護保険給付・地域支援事業の全体像

<p>【財源構成】</p> <p>国:25%</p> <p>都道府県:12.5%</p> <p>市町村:12.5%</p> <p>1号保険料:23%</p> <p>2号保険料:27%</p>	<p style="text-align: center;">介護給付（要介護1～5）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">予防給付（要支援1～2）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、それ以外の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業
<p>【財源構成】</p> <p>国:38.5%</p> <p>都道府県:19.25%</p> <p>市町村:19.25%</p> <p>1号保険料:23%</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域支援事業</p> <hr/> <p style="text-align: center;">包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営 (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実) ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等) ○ 生活支援体制整備事業 (コーディネーターの配置、協議体の設置 等) <hr/> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和2年度) 割合 <参考資料> <厚生労働省HPより抜粋>

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和2年度介護給付費等実態統計」
 (注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。介護予防サービスを含まない。
 (注2) 特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。
 (注3) 費用は、令和2年度(令和2年5月~令和3年4月審査分(平成2年4月~令和3年3月サービス提供分))。
 (注4) 令和2年度(令和2年5月~令和3年4月審査分(平成2年4月~令和3年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約3,200億円。

今後の介護保険をとりまく状況(1)

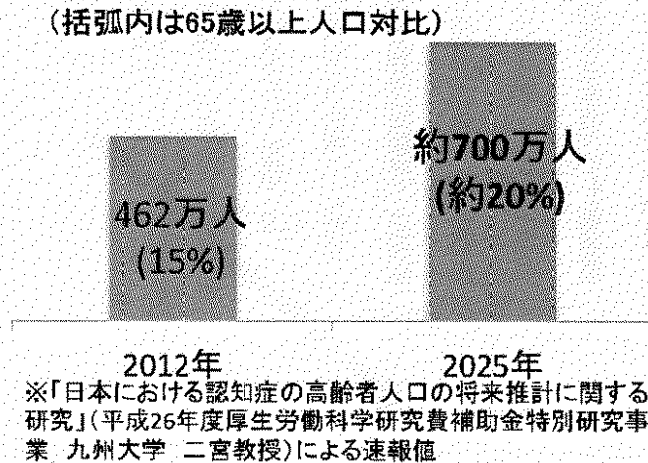
<参考資料>
<厚生労働省HPより抜粋>

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

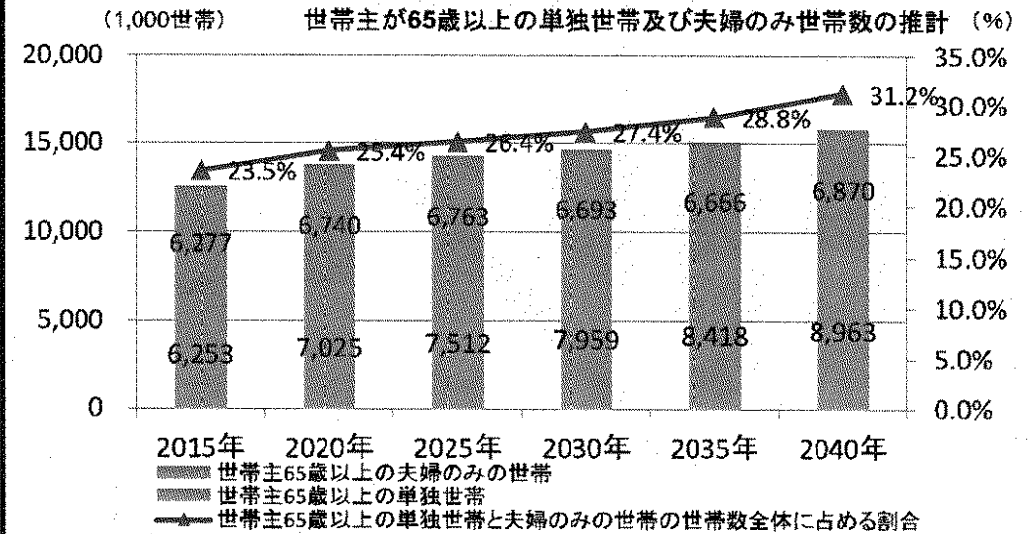
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(17)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

今後の介護保険をとりまく状況(2)

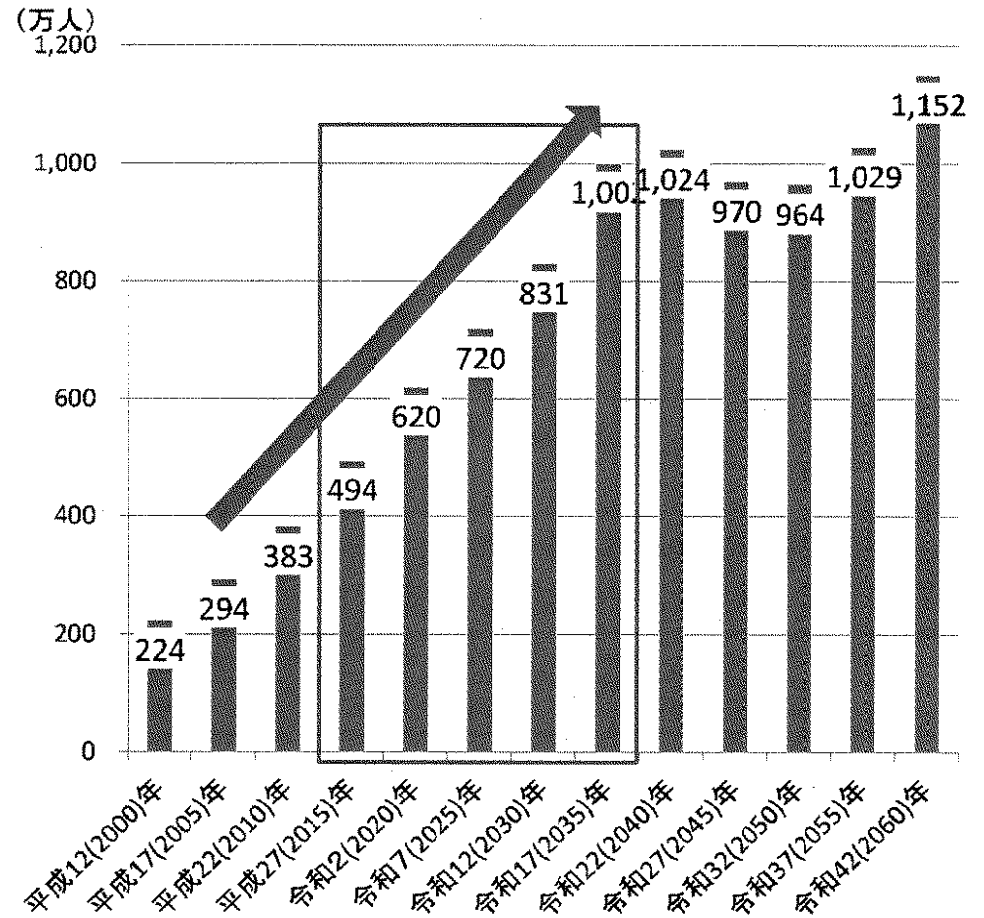
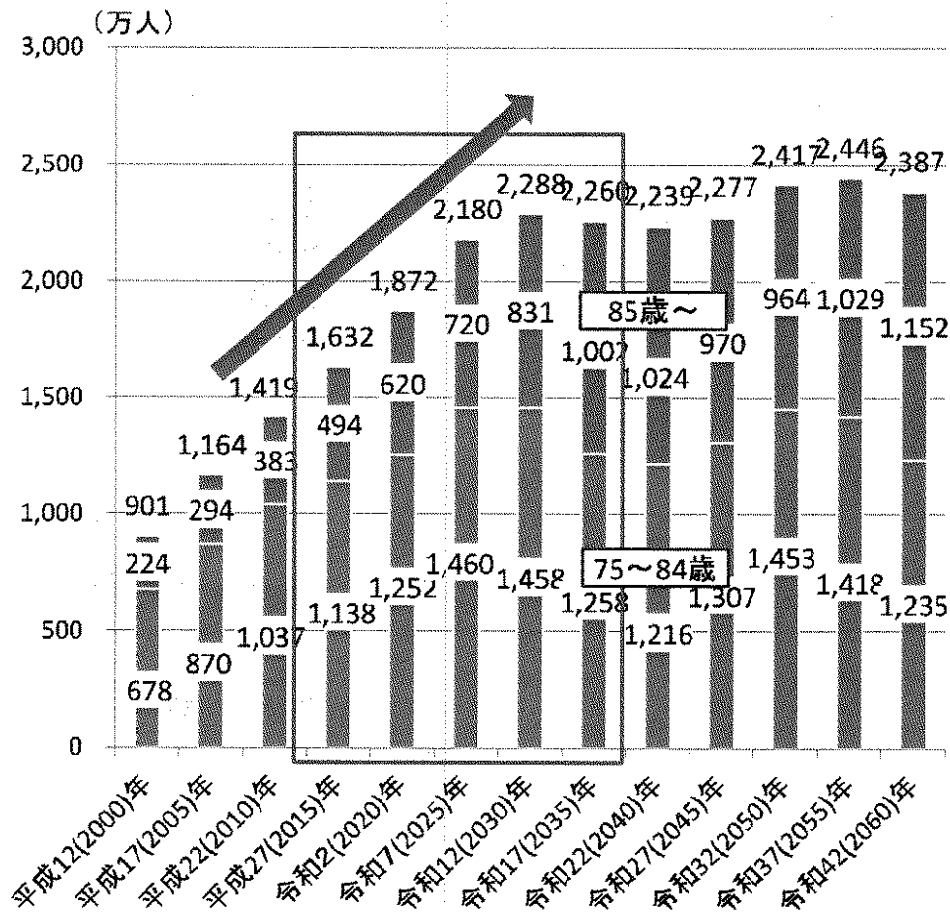
<参考資料>
<厚生労働省HPより抜粋>

75歳以上の人口の推移

85歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間で、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



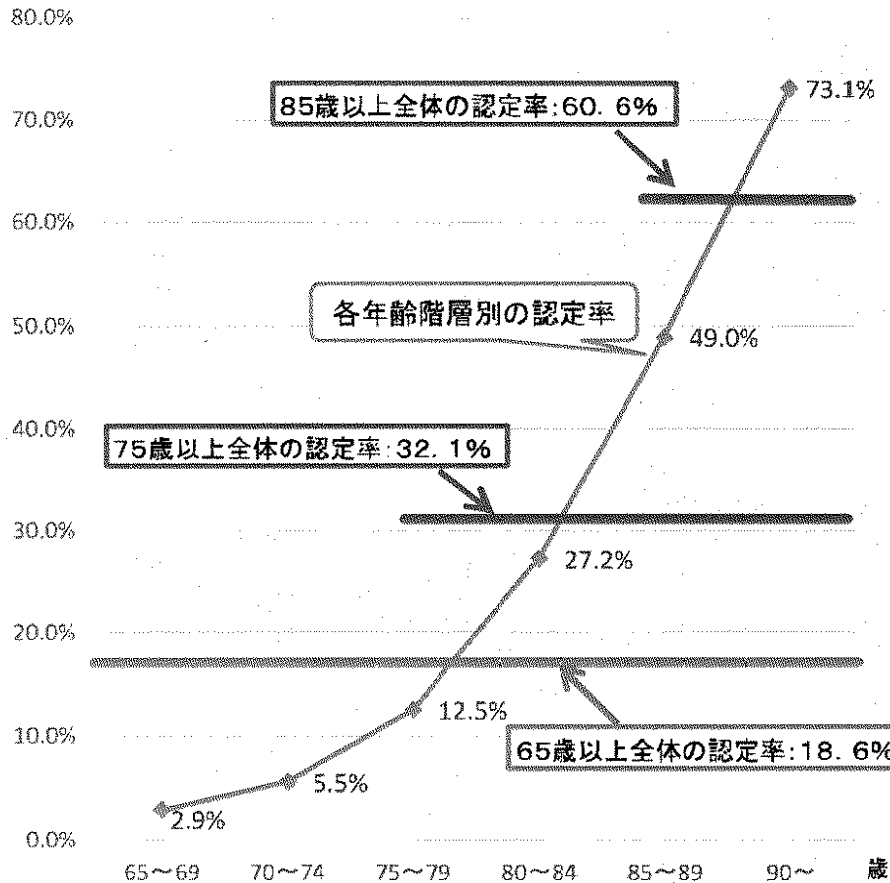
(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

今後の介護保険をとりまく状況(3)

<参考資料>
<厚生労働省HPより抜粋>

年齢階級別の要介護認定率

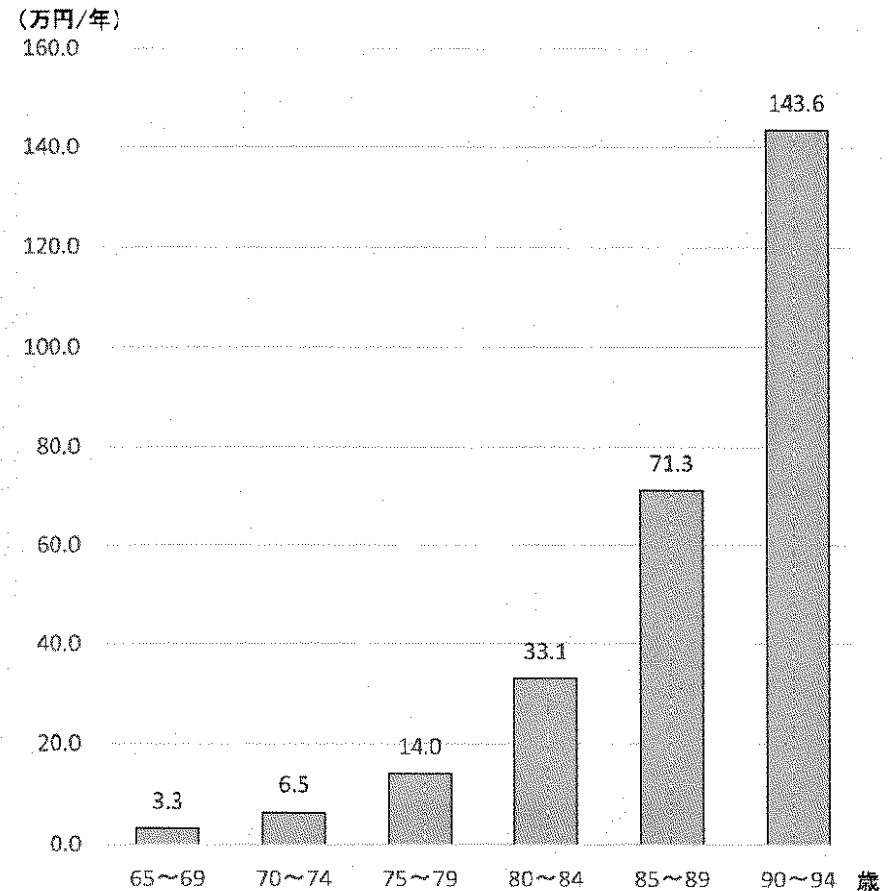
○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



出典: 2019年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2019年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

年齢階級別の人口1人当たりの介護給付費

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。



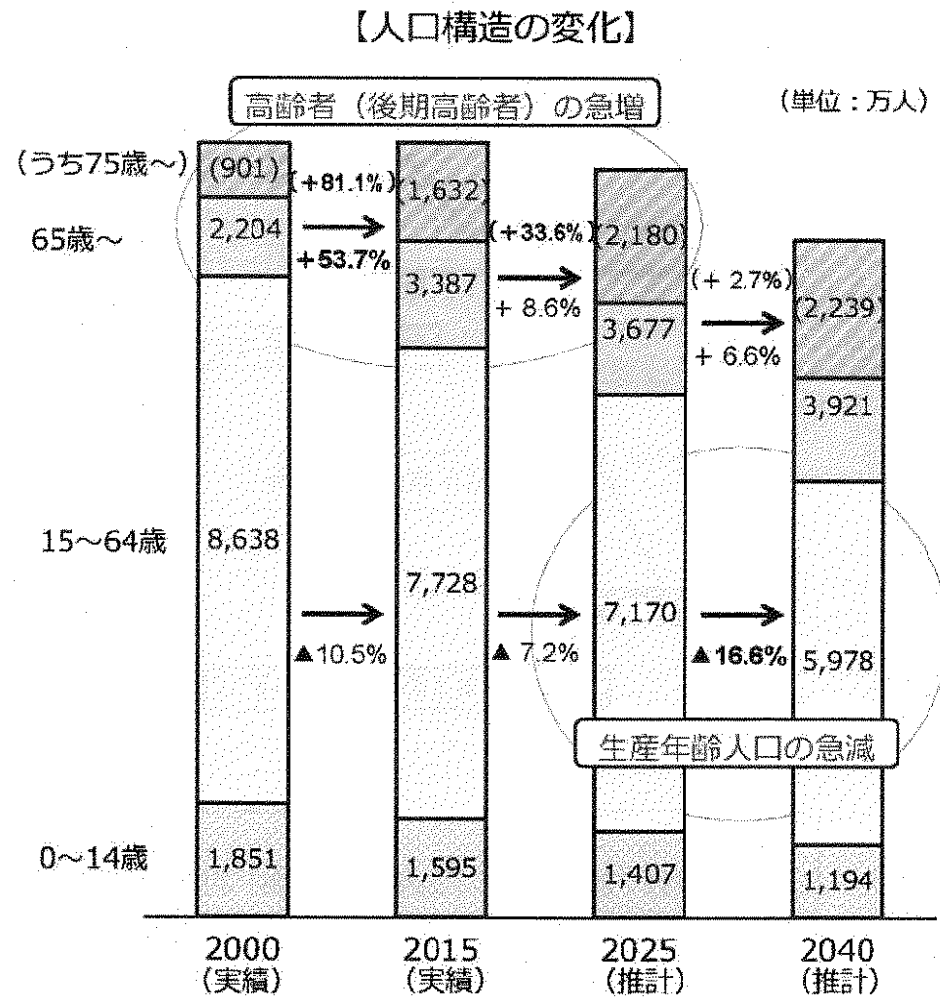
出典: 2018年度「介護給付費等実態統計」及び2018年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

注)高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
補給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

今後の介護保険をとりまく状況(4)

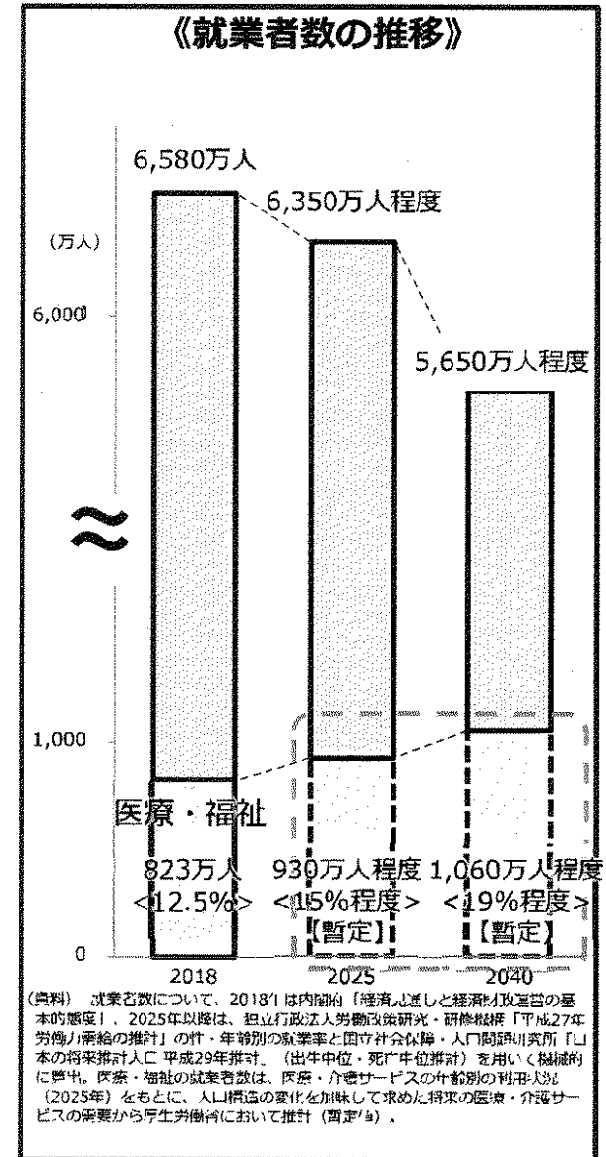
<参考資料>
<厚生労働省HPより抜粋>

○人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。



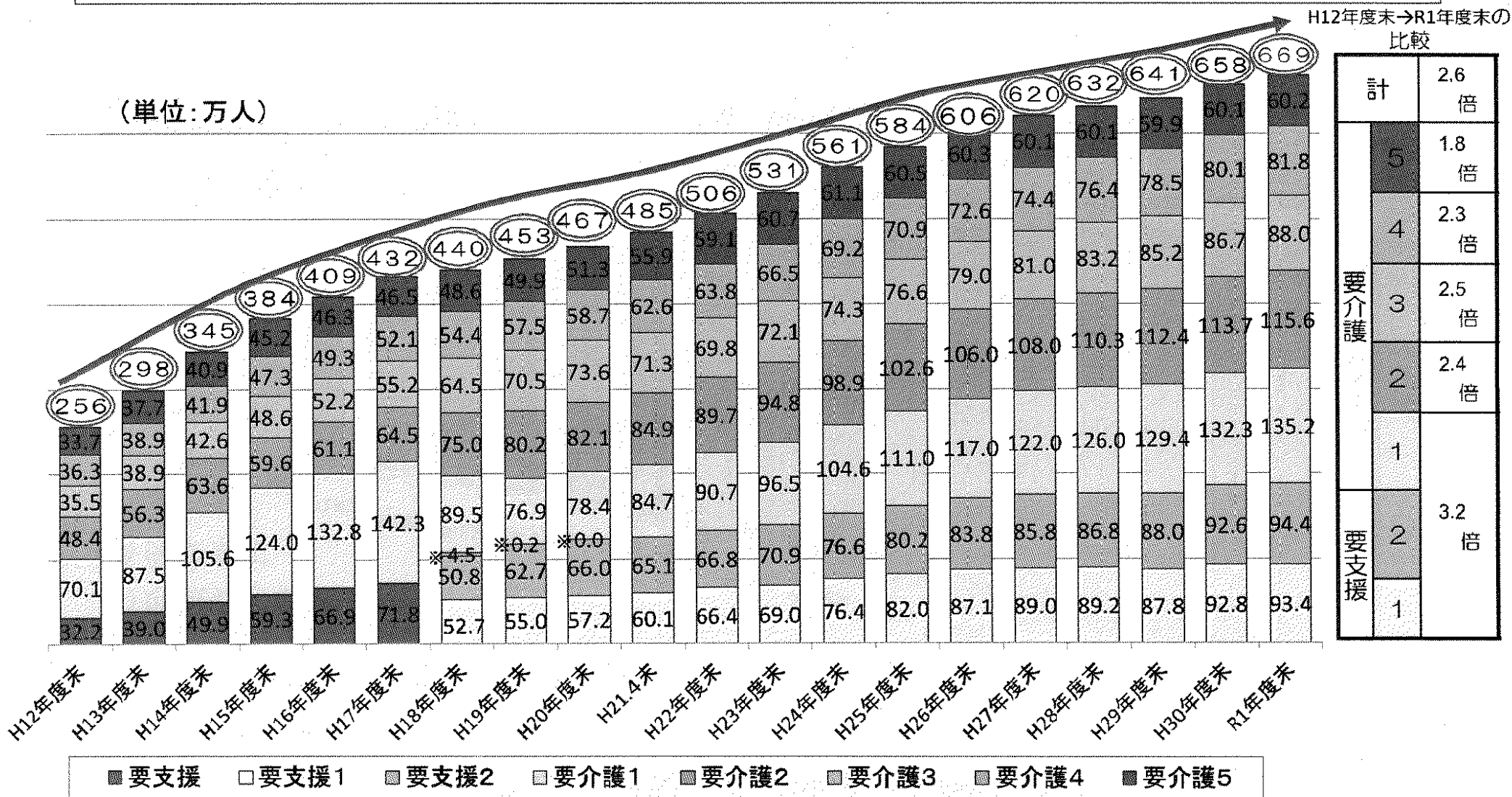
(出典)総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」平成29年推計

(出典)平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料(厚生労働省)



要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、令和元年度末現在669万人で、この20年間で約2.6倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。



【出典】介護保険事業状況報告

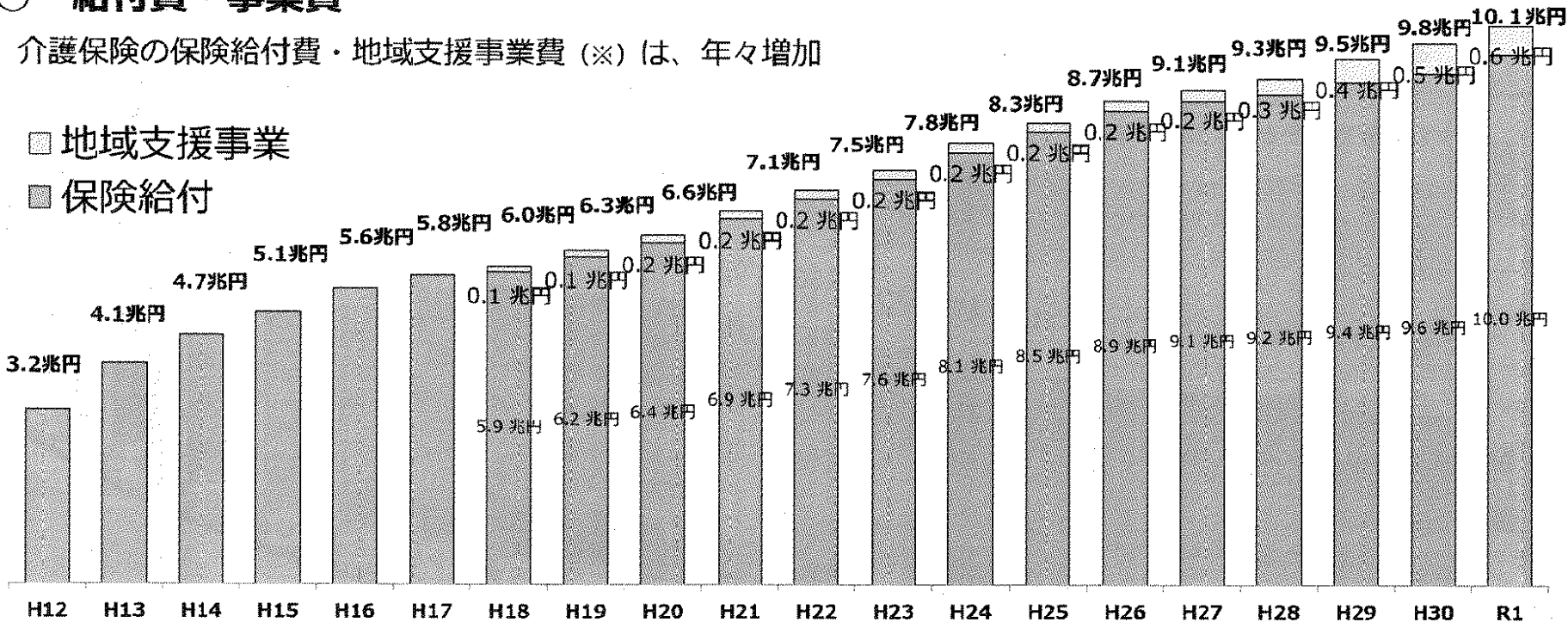
(※) 平成18年度末、平成19年度末、平成20年度末の※は、経過的要介護者の数

注) H22年度末の数値には、広野町、樫葉町、富岡町、川内村、双葉町、新町は含まれていない。

介護保険にかかる給付費・事業費と保険料の推移

○ 給付費・事業費

介護保険の保険給付費・地域支援事業費(※)は、年々増加

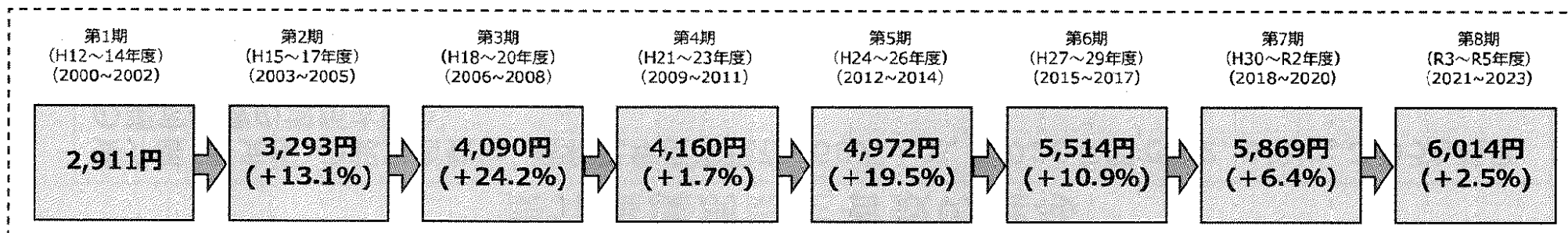


【出典】介護保険事業状況報告

※1 介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない(地方交付税により措置されている)。

※2 保険給付及び地域支援事業の利用者負担は含まない。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕



第8期介護保険事業計画等の全国集計（概要）

※赤字は第8期介護
保険事業計画期間

<参考資料>

<厚生労働省HPより抜粋>

○第1号被保険者数

令和2(2020)年 度	令和3(2021)年 度	令和4(2022)年 度	令和5(2023)年 度	令和7(2025)年 度	令和22(2040)年 度
3,573万人	3,590万人	3,600万人	3,610万人	3,626万人	3,828万人

○第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数

令和2(2020)年 度	令和3(2021)年 度	令和4(2022)年 度	令和5(2023)年 度	令和7(2025)年 度	令和22(2040)年 度
667万人	680万人	698万人	715万人	745万人	872万人

○第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者数の割合

令和2(2020)年 度	令和3(2021)年 度	令和4(2022)年 度	令和5(2023)年 度	令和7(2025)年 度	令和22(2040)年 度
18.7%	18.9%	19.4%	19.8%	20.5%	22.8%

※1) 2020年度の数值は、介護保険事業状況報告（令和2年12月月報）における令和2年12月末時点の数值である。

※2) 2021年度～2023年度、2025年度、2040年度の数值は、第8期介護保険事業計画について集計した数值である。

第8期計画期間における
介護保険の第1号保険料について

第7期 (平成30年度～令和2年度) 5,869円	→	第8期 (令和3年度～令和5年度) 6,014円 (+2.5%)
---------------------------------	---	---

- ※1 第1期は2,911円、第2期は3,293円、第3期は4,090円、第4期は4,160円、第5期は4,972円、第6期は5,514円。
- ※2 本資料における保険料額は、保険者ごとの保険料基準額（月額）を全国加重平均したもの。
- ※3 ()は、第7期の保険料を基準とした伸び率。
- ※4 なお、令和7年度の被保険者数及びサービス見込み量等をもとに機械的に算出した令和7年度の保険料額（見込み）は6,856円。

第8期計画期間における各都道府県平均保険料基準額

	第7期保険料基準額(月額) (前回公表数値)	第8期保険料基準額(月額)	保険料基準額の伸び率
	(円)	(円)	(%)
全国1,571保険者	5,869	6,014	2.5%
北海道	5,617	5,693	1.4%
青森県	6,588	6,672	1.3%
岩手県	5,955	6,033	1.3%
宮城県	5,799	5,939	2.4%
秋田県	6,398	6,487	1.4%
山形県	6,022	6,110	1.5%
福島県	6,061	6,108	0.8%
茨城県	5,339	5,485	2.7%
栃木県	5,496	5,656	2.9%
群馬県	6,078	6,136	1.0%
埼玉県	5,058	5,481	8.4%
千葉県	5,265	5,385	2.3%
東京都	5,911	6,080	2.9%
神奈川県	5,737	6,028	5.1%
新潟県	6,178	6,302	2.0%
富山県	6,028	6,301	4.5%
石川県	6,330	6,349	0.3%
福井県	6,074	6,242	2.8%
山梨県	5,839	5,783	-1.0%
長野県	5,596	5,623	0.5%
岐阜県	5,766	5,931	2.9%
静岡県	5,406	5,681	5.1%
愛知県	5,526	5,732	3.7%
三重県	6,104	6,174	1.1%
滋賀県	5,973	6,127	2.6%
京都府	6,129	6,328	3.2%
大阪府	6,636	6,826	2.9%
兵庫県	5,895	6,001	1.8%
奈良県	5,670	5,851	3.2%
和歌山県	6,538	6,541	0.0%
鳥取県	6,433	6,355	-1.2%
島根県	6,324	6,379	0.9%
岡山県	6,064	6,271	3.4%
広島県	5,961	5,985	0.4%
山口県	5,502	5,446	-1.0%
徳島県	6,285	6,477	3.1%
香川県	6,164	6,204	0.6%
愛媛県	6,365	6,409	0.7%
高知県	5,691	5,814	2.2%
福岡県	5,996	6,078	1.4%
佐賀県	5,961	5,984	0.4%
長崎県	6,258	6,254	-0.1%
熊本県	6,374	6,240	-2.1%
大分県	5,790	5,956	2.9%
宮崎県	5,788	5,955	2.9%
鹿児島県	6,138	6,286	2.4%
沖縄県	6,854	6,826	-0.4%

※ 端数処理等の関係で、各自治体の公表している額と一致しない場合がある。

○ 保険料基準額の低額保険者

(単位:円)

保険者名		第8期基準額(月額)
北海道	音威子府村	3,300
群馬県	草津町	
東京都	小笠原村	3,374
宮城県	大河原町	3,800
埼玉県	鳩山町	
千葉県	酒々井町	3,900
北海道	奥尻町	4,000
北海道	置戸町	4,200
北海道	根室市	4,300
北海道	登別市	
北海道	興部町	
愛知県	小牧市	4,309
千葉県	栄町	4,340
大阪府	千早赤阪村	4,390
北海道	広尾町	4,400
北海道	室蘭市	4,417
高知県	津野町	4,450
北海道	せたな町	4,500
北海道	美深町	
北海道	佐呂間町	
埼玉県	鶴ヶ島市	
岐阜県	川辺町	

○ 保険料基準額の高額保険者

(単位:円)

保険者名		第8期基準額(月額)
東京都	青ヶ島村	9,800
秋田県	五城目町	8,300
福島県	葛尾村	8,200
岩手県	西和賀町	8,100
大阪府	大阪市	8,094
福島県	三島町	8,000
青森県	東北町	7,950
秋田県	井川町	7,900
山形県	金山町	
東京都	檜原村	
東京都	利島村	7,875
北海道	夕張市	
秋田県	藤里町	7,800
青森県	六戸町	7,760
福島県	双葉町	7,750
青森県	三戸町	7,720
青森県	六ヶ所村	7,700
青森県	七戸町	7,600
福島県	大熊町	
群馬県	川場村	
三重県	大台町	
京都府	和束町	
奈良県	東吉野村	

○ 保険料基準額階層別分布

保険料基準額	保険者数	割合
3,001円以上 ~ 3,500円以下	3	0.2%
3,501円以上 ~ 4,000円以下	4	0.3%
4,001円以上 ~ 4,500円以下	15	1.0%
4,501円以上 ~ 5,000円以下	144	9.2%
5,001円以上 ~ 5,500円以下	288	18.3%
5,501円以上 ~ 6,000円以下	488	31.1%
6,001円以上 ~ 6,500円以下	366	23.3%
6,501円以上 ~ 7,000円以下	205	13.0%
7,001円以上 ~ 7,500円以下	35	2.2%
7,501円以上 ~ 8,000円以下	18	1.1%
8,001円以上 ~ 8,500円以下	4	0.3%
8,501円以上 ~ 9,000円以下	0	0.0%
9,001円以上	1	0.1%
合計	1,571	100.0%

	全国合計	
	保険者数	割合
第7期から保険料基準額を引き上げた保険者	763	48.6%
第7期から保険料基準額を据え置いた保険者	569	36.2%
第7期から保険料基準額を引き下げた保険者	239	15.2%
合計	1,571	100.0%

